

鳥取県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
180号	西伯郡南部町阿賀字徳連場東843-1地先から同町境字北井塚1076-1地先まで	11.5~76.1	3,683.0
482号	八頭郡若桜町大字茗荷谷字屋敷廻り上331-3地先から同町大字澗見字大平777-1地先まで	9.2~109.3	1,714.0